

第 14 回長浜市空家等対策推進会議 要点録

I. 日時：令和 3 年 2 月 5 日（金）午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分

II. 場所：長浜市役所本庁舎 5 階 5A 会議室

III. 出席者

【委員】濱崎一志委員（座長）、山田栄一郎委員、冬木克彦委員、
大森敏昭委員、國友喜代則委員、大村悟子委員
（欠席）川村千恵委員

【事務局】下司都市建設部部長、宮本住宅課長、住宅課住まい政策係職員 3 人

【傍聴者】なし

IV. 内容

1. 開会

下司都市建設部部長より挨拶

2. 報告事項

資料 3 を基に、過去の会議で認定した特定空家等の 1 年間の経過を報告。今回 2 件が除却され、特定空家に認定された 63 件のうち 34 件が解決済み。

【意見、質疑等】

座 長：大宮町の特定空家の蔵について、（カバーである板を）壁に直で打ち付けているのではないのか。壁と一緒に崩れる可能性はまだ残っているため、言っておいたほうがいい。

事務局：助言をしていく。

3. 特定空家等の認定について

● 木之本町北布施の空家等について、特定空家等判定票及び写真を基に事務局より説明

→ 96 点で特定空家等に非該当

【意見・質疑等】

事務局：母屋の周辺に自然崩壊した建物があるが、こちらは建築基準法上の建築物とは言えないため判定していない。所有者を調査中であるので、判明したら倒壊した建物の撤去も含めて対処するよう助言を行う予定。

座 長：周辺からはどのような声が上がっているか。

事務局：崩壊した建物の瓦礫が飛んでいくことを危惧されている。

委員：崩壊した建物を判定することはできないか。

事務局：外形を留めておらず、建築物とはいえない。空家法の定義に該当しないため、対象外となる。

- 余呉町川並の空家等について、特定空家等判定票及び写真を基に事務局より説明
→ 279点で裏の空家のみ特定空家等に認定

【意見・質疑等】

事務局：当該空家は相続人不存在である。母屋と、裏側に躯体のみとなった建物がある。躯体のみの建物も屋根があることから、建築物と見て判定を行った。

座長：判定票の「吹付け石綿等が暴露し飛散する可能性が高い」に○がついているが、石綿がついているのか。

事務局：ついている場合は×をつけている。

- 湖北町山本の空家等について、特定空家等判定票及び写真を基に事務局より説明
→ 122点で特定空家等に認定

【意見・質疑等】

事務局：所有者とは連絡が取れていない。道路と建物の距離がなく、屋根の一部が壊れて変形し、危険な状態となっている。

委員：屋根は落ちたのではないか。取って、波板を当てているように見える。

事務局：波板がたてる音についても、相談を受けている。

4. その他

事務局：委員の任期が今年度末で満了となる。市内の空き家問題の解決に引き続き力を貸してもらいたい。後日依頼する。

5. 閉会（下司都市建設部部長）

本日はありがとうございました。

認定されなかったものについて、今回は小さい点数だが、後々どうなるかわからないのでその時はまた話をさせていただきたい。

また、今回施行した空家対策計画に基づいて、除却すべきものは除却し、利用すべきものは利用して、空家対策を進めたいと思っている。

今後も皆様のお力をお借りし、空家対策を進めてまいりたいと思っているので、引き続きよろしくお願ひしたい。ありがとうございました。